

MIO PRESS

LAW OFFICE
秋号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.16
2021.10



抽選で**30名**様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください



特集
Special Feature

離婚を とりまく現状

- 法律コラム 認知症の高齢者の住宅問題
- 連載 知っ得! 交通事故
- 刑事事件入門 容疑者?被告?

- 支店便り 芸術大学の大学名をめぐる紛争について
- リガサポ! 暦年贈与廃止説?
- リレー式コラム 事務局通信

アスベスト(石綿)のご相談は「みお」まで

現在、当事務所では、アスベスト健康被害に関する多数のご相談をお受けしており、石綿工場で就労されていた方については、国や企業に対して多数の訴訟を提起しております。
また、建設アスベスト被害にあわれた方やそのご家族からのご相談も多数お受けしており、国に対して損害賠償請求訴訟を提起しています。
過去にアスベストを取り扱う業務に従事し、石綿肺、肺がん、

中皮腫、びまん性胸膜肥厚などに罹患された方またはそのご家族の方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。

また、「みお」のアスベスト国家賠償請求LINE公式アカウントも開設しております。最新情報を無料で配信いたしますので、お気軽にLINE友だち登録をお願いいたします。



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお綜合法律事務所
代表弁護士:大阪弁護士会所属/澤田 有紀 兵庫県弁護士会所属/伊藤 勝彦

お問い合わせ・ご相談は
なやむなみお
☎ **0120-7867-30**
通話料無料

(業務分野) 交通事故 / 遺産相続 / 離婚問題 / 債務整理 / 顧問契約 / 会社法務 / その他

受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料] みお 法律

大阪事務所	OSAKA	京都駅前事務所	KYOTO	神戸支店	KOBE
〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル オフィスタワー14階 TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056 執務時間:月~金曜日 / 9:00~20:00 土曜日 / 10:00~18:00 受付時間:月~土曜日 / 9:00~17:30		〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町 735-1 京阪京都ビル4階 TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911 執務時間:月~土曜日 / 9:30~18:00		〒651-0086 神戸市中央区磯上通8丁目3番10号 井門三宮ビル10階 TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042 執務時間:月~土曜日 / 9:30~18:00	

読者アンケートプレゼント実施中!



皆様のご要望にお応えして

「読者アンケートプレゼント」の応募が、
スマートフォンからもできるようになりました!

ご応募は
こちらから



抽選で
30名様に
プレゼント!

アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に「みお綜合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切 / 2021年12月31日(金) ※当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答にご協力をお願いいたします

キリトリ線

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

【特集】離婚をとりまく現状

知らない・怖い法律の話

知っ得! 交通事故

刑事事件入門

支店便り

リガサポ!

事務局通信

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

交通事故

相続問題

離婚(男女)問題

借金問題

労働問題

刑事事件

不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)

企業法務

その他

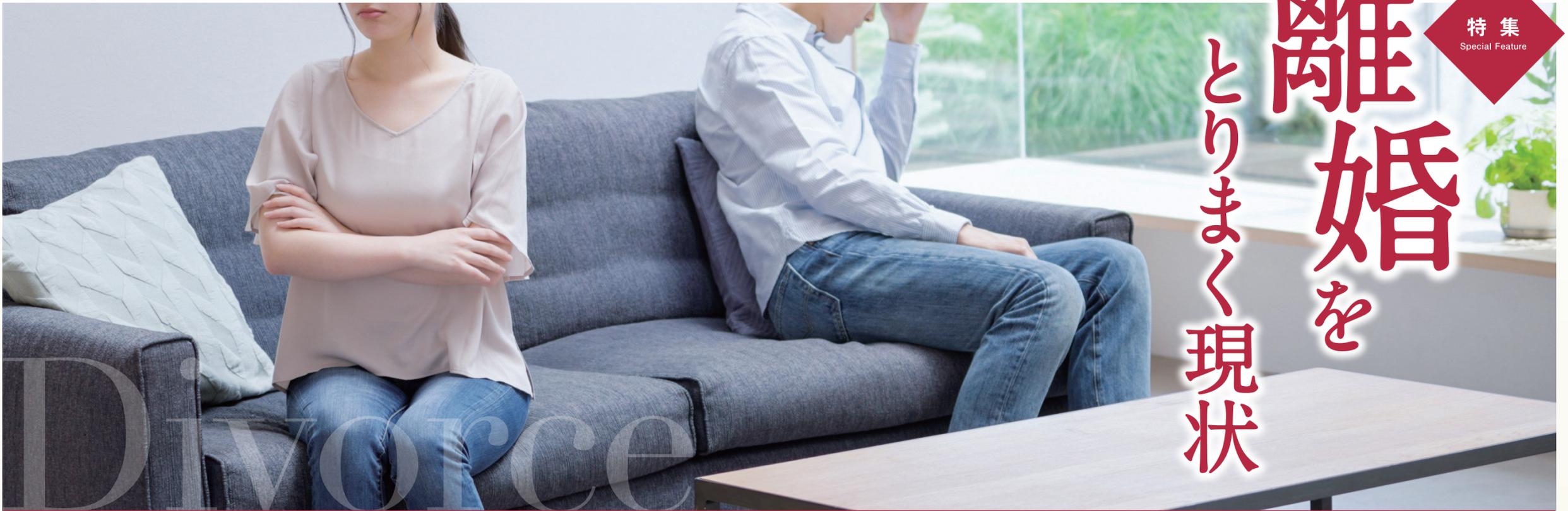
Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

Q.4 みお綜合法律事務所への意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

離婚を

とりまく現状



昨

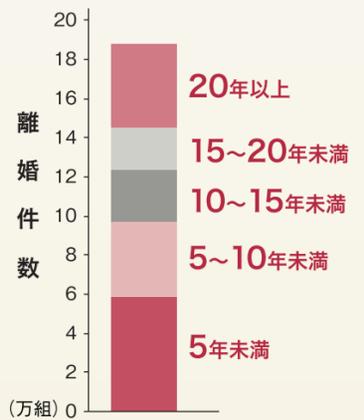
年からのCOVID-19による緊急事態宣言等の発出で、外出自粛や在宅勤務など、自宅で過ごす時間が増えました。閉鎖された空間に長く一緒にいることによるストレス等もあってか、SNSでは、「#コロナ離婚」「#コロナ破局」等のワードがクローズアップされるようになりました。

また、テレビでも、今年の6月から「離婚」をテーマにした、その名も「リコカツ」(北川景子さん主演、リコカツは離婚活動の略だそうです。)というドラマが放送されるなど、あらためて離婚がフォーカスされています。

離婚に関するデータ

厚生労働省が毎年発表している「人口動態統計月報年収計(概数)の概況」によると、令和2年度の離婚件数は193,251組で、約3分に1組が離婚していることとなります。

また、同居期間別の離婚件数は、同居5年未満が58,839組と全体の約30%を占め、次いで、同居20年以上が38,980組と約20%、5〜10年未満



どんな理由で離婚しているの？

ところで、離婚をする理由にはどのようなものがあるのでしょうか。「令和元年度婚姻関係事件数申立ての動機別申立人別」(裁判所HP掲載)

によりますと、裁判所へ離婚が申し立てられた理由として多かったもの上位5位は、以下の通りです。

妻から夫への申立て	夫から妻への申立て
<ul style="list-style-type: none"> 性格が合わない 生活費を渡さない 精神的に虐待する 暴力をふるう 異性関係 	<ul style="list-style-type: none"> 性格が合わない 精神的に虐待する 異性関係 家族親族と折り合いが悪い 浪費する

妻、夫共に「性格が合わない」が一番上がっていますが、これはその他の色々な理由をひっくるめると、最終的には「性格が合わない」に集約されるのであることと思われる。

また、妻から夫への申立て理由には、「精神的虐待」「暴力」「生活費を渡さない」と、体力的・経済的に弱者の立場にある妻への家庭内DVやモラハラ等が理由の上位を占めており、今日に至って

離婚に当たって決めておくべき事項

もやはり、夫の方が妻より収入が多く、経済的にも強い立場にある実状が垣間見える一方で、夫から妻への申立て理由では、「精神的に虐待する」「浪費する」「家族親族と折り合いが悪い」と、妻が夫よりも強い立場にあることを推測させる理由が上位に来ており、興味深いところです。

子どもと親権

離婚の際には、父母のいずれが親権者になるかを定めておく必要があります。親権は、未成年者の子どもを監護・

実際に、離婚する場合、どのようなことを決めておくべきか、ご存知でしょうか。大きく分けて、子どものこと(親権、養育費、面会交流)とお金のこと(財産分与、慰謝料、年金分割)に分かれますが、これらを決めておくことで、離婚後の紛争を予防し、離婚後の生活がスムーズに始められることとなります。

教育する身上監護権(民法820条)と、子どもの財産を管理し、その子どもの代理人として法律行為をする財産管理権(民法824条)を含みます。身上監護権には、具体的に以下のようなものがあります。

- ・居所指定権(民法821条)：親が子どもの居所を指定する権利です。
- ・懲戒権(民法822条)：親が、子どもの監護及び教育に必要な範囲内で、懲罰する権利です。

なお、この懲戒権については、今般、児童虐待事件が増える中、「しつけ」か「虐待」かの判別が困難であるという問題が生じていました。そのため、令和元年6月、児童福祉法等改正法が成立し、親権者による体罰の禁止が明文で定められ、令和2年4月から施行されています。

- ・職業許可権(同823条)：子どもが職業を営むにあたり親がその職業を許可する権利です。

●**養育費**

親権者とならなかった親が、親権者となった親に対して支払う子どもの生活費です。

養育費の額は、父母で協議をして合

② **3号分割**

一方の配偶者が専業主婦や他方配偶者の3号被保険者となっている場合に利用できます。この場合は、双方の合意は不要で、離婚後、3号被保険者となっている配偶者のみで手続きを行うことができます。分割割合は、当然に0.5(2分の1)になります。

この3号分割は、平成20年4月以降の婚姻期間についてのみ適用されますので、それ以前から婚姻している場合には、専業主婦や他方配偶者の3号被保険者であったとしても合意分割が必要になります。

どのように離婚しているのか

離婚の手続きとしては、当事者間で任意に行われる協議離婚、調停による離婚、裁判による離婚の3種類があります。

●**協議離婚**

協議離婚は当事者の合意のみで済むため利用しやすい方法ですが、離婚後の紛争を予防するために、以下の3

意できればその金額になりますが、合意できなかった場合は、家庭裁判所での調停等を利用して定めることとなります。家庭裁判所では、双方の収入をもとに、婚姻費用・養育費算定表を用いて養育費を算定します。ただし、この婚姻費用・養育費算定表では考慮しきれない各家庭の事情については、あらかじめ双方が主張立証する必要があります。

●**面会交流**

親権者とならなかった親と、その子どもが定期的、継続的に会って話したり、電話や手紙等で交流することをいいます。

具体的な面会交流の方法は、父母で協議をして取り決めをします。任意の協議で定まらない場合は、家庭裁判所の面会交流調停で協議することになります。調停が不成立になった場合は、自動的に審判に移行し、裁判所が面会交流の方法を定めます。

お金のこと

●**財産分与**

離婚をした者の一方が他方に対して

点に注意していただきたいと思えます。

① **離婚の際に取り決めるべき事項に漏れがないかを確認すること**

「離婚にあたり決めておくべき事項」の欄に記載した事項について、取り決めをしておくことが必要です。親権は決めたが、養育費については決めていない場合等、離婚後に紛争を残すことになってしまいます。

② **協議離婚で決めた事項は書面にすること**

せっかく決めた事項も、口約束のままでは、後に履行されなかった場合に対応が難しくなることがあります。相互に合意ができた事項については、離婚協議書を残しておくことが必要です。また、離婚後に、定期的な金銭的給付(養育費、慰謝料、財産分与など)を受けける場合には、離婚協議書を公正証書で作成しておくこと、万が一、支払が止まった場合に、あらためて裁判をすることなく強制執行の手続きを行うことができます。

③ **弁護士を代理人とすることができること**

離婚協議は、これまでの関係を解消したうえで、子どもの親権や財産分与等シビアな話をしなければならず、精

財産の分与を請求することができる制度です。

財産分与は、婚姻中に築いた財産を夫婦で分けるもので、夫婦のいずれかの名義になっていたとしても、財産分与の対象になります。ただし、独身時代の財産や相続や第三者からの贈与により取得した財産はその人固有の財産であり、財産分与の対象にはなりません。

また、財産分与も当事者間で協議して定めることは可能です。協議が整わなかった場合は、家庭裁判所の調停や訴訟等で決めることとなりますが、その場合の割合は、共働きであっても、配偶者が専業主婦／夫であっても2分の1の割合とされることが多いです。

●**慰謝料**

離婚に伴う慰謝料とは、離婚によって精神的苦痛を被った者に対してなす金銭的賠償をいいます。慰謝料を請求できる場合としては、例えば、配偶者が不貞行為を行った場合や、配偶者から暴力を受けた場合等があります。なお、単なる性格の不一致である場合や、双方ともに離婚に至る責任があるような場合には、慰謝料は認められません。

また、慰謝料の金額は、法律で具体的に定められてはいませんが、過去の裁判例等を参考に算出することになります。

●**年金分割**

年金分割制度は、夫婦が離婚をするに当たり、婚姻中に払い込んだ年金保険料の納付記録を分割する制度です。

この制度は、年金の金額をそのまま分割するのではなく、払い込んだ年金保険料の納付記録を分けるものです。また、年金分割の対象は、厚生年金(以前の共済年金も含む)だけです。ですので、自営業等で国民年金しか入っていない場合には、年金分割制度を利用することはできません。

年金分割には、「合意分割」と「3号分割」の2種類があります。

① **合意分割**

夫婦が年金分割について合意をして行うものです。年金分割の割合も、0.5(2分の1)までの範囲で取り決めることが可能です。もし合意ができなかった場合は、家庭裁判所で調停や審判を行い、年金分割を決定します。家庭裁判所での調停や審判では、原則0.5の割合で按分されることになります。

起することです。

裁判では、裁判所に離婚についての結論を出してもらうため、主張すべき事実には証拠を付して、全て書面で提出する必要があります。

また、裁判所が、当事者の話を直接聞く「当事者尋問」の手続きも行われます。裁判を進めるには、かなり専門的な知識が必要になることから、弁護士へ依頼されることをお勧めします。

弊所開催のセミナーへお越しください。

離婚を考えている、離婚について知りたいという方のために、毎月「離婚セミナー」を開催しています。離婚についての基本的な知識から、離婚を考えたときに何から、どのように準備すればよいのか等、これまでの多数の経験をもとにお伝えしております。皆様のお越しをお待ちしております。



弁護士 小川 弘恵
Hiroe Ogawa

身の回りで関わる、知って得する法律の話。

知っ得!

交 通 事 故

弁護士 羽賀 倫樹
Tomoki Haga

本コラム担当の羽賀です。今回は交通事故に遭ったときに使える弁護士費用保険がテーマです。

一 弁護士費用保険とは？

弁護士費用保険という名前の保険をご存知ですか？弁護士費用保険は、主に自動車保険の特約として付いていることが多い保険です。交通事故の被害に遭った時に、弁護士への相談費用や示談交渉費用などを賄ってもらうことができます。

名称は、「弁護士費用特約」「弁護士特約」等様々で、補償の上限額や利用できる範囲も契約によって異なる場合があります。

一 弁護士費用保険のメリット

交通事故の被害に遭ったときには、示談交渉などを弁護士に依頼したいと思うことが多いかもしれませんが、一定の費用が必要になります。そのため、費用をかけてまで依頼するかを考えると、避けたいのですが、弁護士費用保険があれば、弁護士費用の負担がなくなるか、軽減されますので、弁護士に依頼しやすくなると言えるでしょう。

保険会社によって補償内容は異なることもありますが、法律相談料10万円まで、弁護士費用300万円まで、というものが一般的です。弁護士費用保険の保険料は、1年で数千円程度ということが多く、弁護士費用の負担が実質なくなるか軽減されるメリットを考えれば、保険料の負担は大きくないと言えると思います。

一 自己負担は発生する？

弁護士費用保険があると、多くの場合、弁護士費用の全額が保険会社から支払われ、被害者の方の自己負担は生じません。しかし、左記の場合など自己負担が生じるケースがありますので、注意が必要です。

① 弁護士費用が、弁護士費用保険の上限額を超えてしまう場合

② 弁護士事務所の費用体系と保険会社の支払基準が異なる等の事情で、保険会社が実際に支払う金額が弁護士費用の一部分にとどまる場合

①については、弁護士費用が300万円を超える場合ですので、経験から言ってもそんなに多くの事例が該当するわけではありません。ただ、ある程度重度の後遺障害が残る場合は、超えてしまう

場合があります。②については、当事務所では、多くの保険会社も採用している日弁連の基準を採用していますので、この点が理由で自己負担が生じる事例は多くはありません（なお、大手保険会社の中で日弁連の基準とは若干異なる基準を採用している保険会社がありますので、当事務所としても、ご依頼者の方の自己負担を生じにくくするため、日弁連の基準とは異なる基準を採用することがあります）。ただ、自己負担が生じてしまった事案がないわけではありませので、注意が必要です。

一 保険証券の確認を

当事務所に交通事故の件でご依頼いただいた方の中に、交通事故に遭ったときには弁護士費用保険を契約されておらず、弁護士費用保険があればよかったのにと感じて保険契約されたという方がいらつしやいます。自動車保険証券を確認して、弁護士費用保険が付いているという方は、弁護士費用保険の契約を検討されてはいかがでしょうか。

今回は弁護士費用保険をテーマにしました。次回は、交通事故と労災保険をテーマにしたいと思います。

最

近、ニュースで取り上げられていましたが、民間のシンクタンクの推計によれば、認知症の高齢者が所有する住宅が全国で220万戸に上り、すべての住宅のおよそ30戸に1戸に当たるとのことです。こうした住宅はさらに増えると考えられ、2040年には280万戸に増加する見込みだそうです。

認知症の高齢者の住宅をめぐっては、所有者が介護施設に入るなどして空き家になったあとに、所有者の判断能力が十分でないとして、売却が難しくなるケースも出ています。

特に去年から今年にかけては、新型コロナウイルスの影響で、子どもが会えないうちに、親の認知症が進行してしまっているケースもあるそうです。

所有者が認知症となり、空き家の状態が続く住宅は、空き巣などの犯罪被害や火災などのリスクがあり、放置しておくことはできず、社会問題にもなっています。

推計を行った第一生命経済研究所のエコノミストは「自らの意思での売却が難しくなってしまう認知症の高齢者の住宅は、いわば『空き家予備軍』ともいえます。すでに膨大な数に上っていますが、ますます増えると予想され、認知症になる前からの事前の対策が必要になってきます」と話しています。

所有者が認知症になり、判断能力が不



知らないと怖い法律の話

～認知症の高齢者の住宅問題～



代表弁護士 澤田 有紀
Aki Sawada

十分とされると、本人の意思に基づく住宅の売却などができなくなり、本人の生活のために住宅を売却する必要がある場合には、「成年後見制度」を利用することになります。

家庭裁判所に申立てをすると、法律や福祉の専門家、親族などが「成年後見人」などに選任されます。「成年後見人」は本人の財産の管理などを行い、住宅の売買契約も家庭裁判所の許可を得て、代理で行うことができます。

必ずしも親族が成年後見人に選任されるとは限らず、専門家が選任される場合もあります。

いったん成年後見が開始されると、本人の意思能力が回復するか、本人が死亡するまで続きます。そして成年後見人に専門家が選任された場合は、毎月報酬が発生しますし、本人の財産を守るために財産管理は厳格に運用されますので、使い勝手が悪いといわれています。そうしたこともあり、最高裁判所によれば、利用者の数は去年の時点でおよそ23万人にとどまっています。

そこで、判断能力があるうちに準備をしておく必要があります。

ここでは、「民事信託(家族信託)」と「任意後見制度」についてご紹介します。

「民事信託(家族信託)」は、健康なうちに財産の管理を家族に託す制度で、成年後見制度と比べて、信託を受けた人が不動産などの財産を幅広く運用できるのが特徴です。

「誰に」「何を」「何のために」託すのかというご希望をお聞きして、オーダーメイドで設計します。

不動産の場合、たとえば長男を受託者、ご本人を受益者、委託者として、不動産の運用を長男に任せて、その収益を自分に

帰属させ、施設などの支払いに充てることもできますし、受益者を別の人に設定することもできます。

一方、「任意後見制度」は、判断能力が低下した場合に備えて財産を管理してくれる「任意後見人」を、あらかじめ選んでおく制度です。判断能力が低下した後で家庭裁判所から選ばれる成年後見人とは異なり、任意後見人はあらかじめ本人の意思で選んでおくこととなります。判断能力が低下した場合には、任意後見人予定者が家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任を申し立て、任意後見が開始します。任意後見人が本人の財産を使い込まないよう、任意後見監督人に対して、定期的に財産の管理状況を報告することになります。

任意後見を専門に請け負うNPO法人もあります。任意後見とセットで、「見守り契約」「任意財産管理」「死後の事務委任」の3点セットで契約するのが一般的です。

終活の分野は、弁護士だけでなく、司法書士、税理士、各種コンサルタントなどが取り扱っています。将来に備えておけば安心ですが、家族信託も任意後見も設計時に費用がかかることや、どこに相談すればいいのか迷ってしまう、踏ん切りがつかないまま時間が過ぎてしまうことが多いのではないのでしょうか。

当事務所では、定期的に終活セミナーを実施していますので、ぜひご参加ください。

各種セミナーの日程に関しては、P.13「法律セミナー」のご案内をご覧ください。



しかし、2点注意しなければならぬことがあります。それは①事件の一定数は起訴されておらず、99.9%からは除外されていること、②99.9%には本人がやったことを認めている事件が多く含まれていることです。

検察官は、捜査の結果を踏まえて起訴するかしないかを定める権限を有しており、「嫌疑なし」「嫌疑不十分」などを理由に、起訴しないことがあります（これを「不起訴」といいます）。

不起訴になれば、新たな証拠が見つかった場合など、例外的な場合を除いて、今後起訴されることはありません。

なお、不起訴と混同しやすい概念に

「起訴猶予」があります。起訴猶予は、犯罪をしたことは明白けれども、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により起訴しないことをいいます。例えば、被害者と示談が成立したときに、起訴猶予とされることがあります。

実は、本人がやっていないと否認している事件の中には、起訴されずに、不起訴になっている事件があります。99.9%というのは、刑事裁判になった事件のうち有罪になった事件の割合を示すものですから、不起訴となった事件は99.9%には含まれていません。

犯罪白書によれば、令和元年における検察庁終局人員総数は907,273人で、そのうち、不起訴となった人員は62,920人います。ちなみに、起訴猶予となった人員は513,757人で、全体の56.6%にも及びます。

また、刑事裁判の多くは、本人がやっていることを認めている事件です。有罪率99.9%というのは、本人がやっていないと言っているにもかかわらず、有罪とされる事件の割合を示すものではありません。

したがって、日本の刑事裁判では有罪率が99.9%であるというのは、間違

刑事事件入門

容疑者?被告?

弁護士
西村 諭規庸
Yukiyou Nishimura

こ
んには、弁護士の西村です。
春号では薬物犯罪という難しい問題を取り上げたが、今回は、刑事事件にまつわる雑学的な話題を取り上げたいと思います。

1 被疑者・被告人

ニュース報道では、ある犯罪をしたと疑われ捜査機関による捜査の対象となった者のうち、起訴されていない者を容疑者、起訴された者を被告と呼びます。しかし、刑事訴訟法上、「容疑者」「被告」はそれぞれ「被疑者」「被告人」という用語が用いられており、弁護士、検察官、裁判官は、「被疑者」「被告人」の用語を使います。

ニュース報道で被疑者を容疑者と呼ぶ理由は、被疑者（ひぎしや）と被害者（ひがいしや）の発音が似ており、聞き間違いを防ぐ目的があるとされています。

なぜ被告人を被告と呼ぶのか調べてみましたが理由はわかりませんでした。民事訴訟で訴えられた人のことを被告といいますが、逆に、訴えた人を原告といいますが、同じ訴えられた人という意

味で被告と呼んでいるのかもしれませんが、なお、出入国管理及び難民認定法では、同法24条各号の一に該当すると思料される外国人のことを容疑者と呼ぶなど、法律上「容疑者」という用語が使われている例があります。

2 逮捕・勾留

逮捕は捜査機関による短期の身柄拘束（最大72時間）、勾留は、逮捕に引き続き行われる捜査機関による長期の身柄拘束（最大20日、一部の犯罪では最大25日）を言います。逮捕と比べると、勾留はあまり聞きなじみのない言葉かもしれませんがね。

ニュース報道を見ているとたまに「こつりゆう」を「拘留」と表記しているケースがありますが、これは明確な誤りです。「拘留」は一日以上三十日未満、刑事施設に拘留するという刑罰の一種です。

例えば、公然わいせつ罪（刑法174条）や暴行罪（同法208条）、侮辱罪（同法231条）を犯した際に、拘留の刑罰を科される可能性があります。

「勾留」は、捜査の一環で行われる長期の身柄拘束、「拘留」は刑罰の一種であり、両者は全く別物です。



3 有罪率99.9%

数年前にテレビドラマでも取り扱われたことから、「日本の刑事裁判では有罪率99.9%」という話を聞いたことがある方は多いかもしれません。

確かに日本の刑事裁判における有罪率は99.9%です。令和2年版犯罪白書（法務省法務総合研究所編、以下「犯罪白書」といいます）によれば、令和元年に、無罪判決が言い渡されたのは事件総数24,5537人のうちたったの96人です。したがって、刑事裁判になれば、ほとんどの事件で有罪の判決が言い渡されることとなります。



いではないのですが、不起訴となった事件は含まれていませんし、本人がやったことを認めている事件が多く含まれていきますから、注意が必要です。

とはいえ、無罪判決を得るのはそう簡単ではありませんから、警察から身に覚えのない犯罪について捜査を受けることになった際は、すぐに弁護士に相談されることをお勧めします。

下のQRコードから
バックナンバーを
ご覧いただけます

<https://www.miolaw.jp/criminal/miopress.html>

ABCラジオ

毎週土曜日 朝6:45~7:00 放送中!

「おーそれ みーお!」

<https://www.abc1008.com/ohmio/index.html>

KBS京都ラジオ

毎週土曜日 朝7:00~7:15 放送中!

「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」

<https://www.kbs-kyoto.co.jp/radio/mio/>

主婦弁の澤田有紀弁護士が、知れば知るほど面白く、日々の暮らしに効いてくる、「法律」や「お金」にまつわるお役立ち情報を、分かりやすくお届けしています。

ABCラジオ・
KBS京都ラジオで
好評放送中!



市立芸大やその関係者の活動等は、明らかに京都

の経歴等に関心を持つ者はさほど多くないと思われること、

分野に関心を持つ者であっても、芸術家としての使用の多くは、営業表示として使用されたものと言いが難いこと、芸術分野に関心を持つ者であっても、芸術家の経歴等に関心を持つ者はさほど多くないと思われること、市立芸大やその関係者の活動等は、明らかに京都

市域を中心とした京都府やその近隣府県の範囲を主たる対象地域としていること等から、結論として、表示①は市立芸大の営業表示として「著名」とはいえず、これより使用頻度が少ないそれ以外の表示も同じく「著名」とは認められないと判断しました。

混同惹起行為の該当性

(1) 市立芸大の各表示は周知性を有するか

次に、混同惹起行為に該当するために、まず、元の表示が「需要者の間に広く認識されている」という周知性の要件が必要になります。

裁判所は、旧造形大が受験を要しない通信教育部を設置し、職業的な芸術家を目指す者だけでなく、有職者なども幅広く受け入れていること等から、本件における「需要者」は職業的ではなく、教養としての芸術に関心のある者を広く含むというべきであるとして、京都府及びその近隣府県に居住する者のうち、いずれの芸術分野にも関心のないものを除く一般市民を含むと判断しました。そして、市立芸大の活動状況などから

すると、その正式名称である表示①は、大学を表示するものとして需要者に広く認識されており、周知のものであるとします。しかし、これ以外の表示については、その使用頻度がいずれも少ないこと、他にも多種多様な略称が使用されていることなどから、結論として、いずれも周知のものとはいえないと判断します。

(2) 表示①と本件表示の類似性

そうすると、表示①「京都市立芸術大学」のみについて、「京都芸術大学」との類似性があるかを検討することになります。需要者は、複数の大学の名称が一部でも異なる場合、これらを異なる大学として識別するために、相違部分の特徴的な部分と捉えてこれを軽視しないのが取引の実情であるとしたうえで、表示①と本件表示は、「市立」の有無によりその外観及び称呼が異なることは明らかで、また、「市立」の部分により設置主体が京都市であることを想起させるか否かという点で、観念的にも異なる以上、両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれはないとして、両者の類似性が否定されることになりました。



弁護士 加藤 誠実 Masami Kato

最後に

判決文でも触れられているとおり、同じ地域に所在する大学の名称はどうしても似通ってきます。しかし、本件のような紛争は、芸術大学が複数存在しなければ発生していかないわけですし、市民（府民）としては、芸術に触れる機会に恵まれていると考えるべきなのかもしれません。

その後の経過（控訴審での和解）

このように、第1審では、原告市立芸大の請求は棄却されることになりました。その後、控訴審で和解に至ったのは既に述べた通りですが、その内容は、旧造形大側が「京都芸術大学」の名称を使用するのを認める一方で、「京都芸大」及び「京芸」といった略称は市立芸大のみが使用するといった、双方が譲歩したものであったようです。

支店便り

弁護士法人みお 京都駅前事務所

芸術大学の 大学名をめぐる 紛争について



はじめに

今回は、芸術の秋だから…というわけではありませんが、大学名の変更に関する紛争が、京都府の芸術大学同士の争いについて取り上げたいと思います。

なお、本件については、令和3年7月20日、控訴審で和解が成立しましたが、本稿では、公表されている第1審判決（大阪地裁令和2年8月27日判決）の内容に基づき、訴訟でどのようなことが争われたのか、ごく一部ですが簡単に紹介します。

事案の概要と主な争点

事の発端は、令和元年、京都市内に所在する当時の京都造形芸術大学（以下、便宜上「旧造形大」といいます）が、翌令和2年4月から大学名を「京都芸術大学」（以下「本件表示」といいます）に変更することを決定したため、これに対して、同じ京都市内の京都市立芸術大学（以下、便宜上「市立芸大」といいます）が訴訟を提起するに至ったものです。

訴訟において、原告である市立芸大は、①「京都市立芸術大学」という正式

名称の他に、②「京都芸術大学」、③「京都芸大」、④「京芸」、⑤「Kyoto City University of Arts」といった略称や英語表記で表示されているため（以下、「表示①」などといいます）、被告となった旧造形大が「京都芸術大学」を大学の名称として使用すれば、原告市立芸大の営業と混同を生じさせ、その営業上の利益を侵害し又は侵害するおそれがあるとして、不正競争防止法に基づき、「京都芸術大学」という表示の使用差し止めを求めていました。

訴訟においては、旧造形大による「京都芸術大学」という名称の使用が、不正競争防止法上の著名表示冒用行為（同法2条2号）、又は混同惹起行為（同法2条1号）に該当するか否かが、大きな争点となりました。

後者は、他人の周知な商品等表示と同一又は類似の表示を使用すること等により、自己の商品や営業を他人のそれと混同される行為を規制するものであり、前者は、高い信用・名声・評判を有する他人の著名な商品等表示を冒用する行為について、混同の有無を問わずに不正競争と位置付けるものです。

その後の経過（控訴審での和解）

このように、第1審では、原告市立芸大の請求は棄却されることになりました。その後、控訴審で和解に至ったのは既に述べた通りですが、その内容は、旧造形大側が「京都芸術大学」の名称を使用するのを認める一方で、「京都芸大」及び「京芸」といった略称は市立芸大のみが使用するといった、双方が譲歩したものであったようです。

著名表示冒用行為の該当性

右記のように、著名表示行為に該当すれば、混同を要件とせずに不正競争との評価を受けることとなりますが、裁判所は、「著名」な表示といえるためには、全国又は特定の地域を超えた相当範囲の地域において、取引者及び一般消費者に広く知られている必要があるとします。

そのうえで、市立芸大の正式名称である表示①について、その使用例の多数を占める大学関係者の肩書き又は経歴等としての使用の多くは、営業表示として使用されたものと言いが難いこと、芸術分野に関心を持つ者であっても、芸術家の経歴等に関心を持つ者はさほど多くないと思われること、市立芸大やその関係者の活動等は、明らかに京都

「法律セミナー」のご案内



セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となります。その他、個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー

無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
11月4日(木)	大阪	11:00
25日(木)	神戸	11:00
12月6日(月)	大阪	11:00
17日(水)	神戸	11:00

●任意後見セミナー

無料

任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。どなたでも参加していただける無料セミナーです。

日程	場所	時間
11月15日(月)	大阪	15:00
24日(水)	神戸	11:00
29日(月)	京都	11:00
12月13日(月)	大阪	11:00
22日(水)	神戸	11:00
27日(月)	京都	11:00

●遺言書作成セミナー

無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
11月9日(火)	大阪	11:00
17日(水)	神戸	11:00
12月2日(木)	大阪	11:00
15日(水)	神戸	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議中の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間	女性			男性		
			日程	場所	時間	日程	場所	時間
11月18日(木)	神戸	13:00	11月5日(金)	大阪	18:00			
29日(月)	大阪	13:00	17日(水)	神戸	18:00			
12月9日(木)	神戸	13:00	12月10日(金)	大阪	18:00			
13日(月)	大阪	13:00	15日(水)	神戸	18:00			

※上記セミナーに関する最新情報は、ホームページ(https://www.miolaw.jp)でご確認ください。 ※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただきます場合があります。

各種セミナーのご予約・お問い合わせは
受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

なやむなみお
通話料無料 0120-7867-30

みお総合法律事務所からの重要なお知らせ

「新型コロナウイルス感染予防」の取組みについて

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、当面は感染防止対策が欠かせない状況にあります。みお総合法律事務所は、皆さまに安心してご来所・ご相談いただくために、日本弁護士連合会が策定した「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を参考にしながら、徹底した予防対策を実施しております。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考:日本弁護士連合会「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/news/2020/topic2_5.pdf)



オンライン相談を実施

対面での相談時や、ご来所のための移動時の感染に不安をお感じの方は、オンラインによる相談をご利用ください(ご相談内容によります)。

〈主な対象分野〉

・企業法務(Web Lawyers)

LINEでの受け付け

LINEでの相談受付・事前確認も選択いただけます。ご予約時にお申し出ください。B型肝炎給付金請求とアスベスト国家賠償請求についてはLINEメッセージで支給対象かどうかの相談対応等もしております。

〈主な対象分野〉

・B型肝炎給付金請求 ・離婚問題
・アスベスト国家賠償請求

相談ブースの換気と除菌の徹底

ご相談時は、プライバシーに配慮しながら扉を開放し、密閉空間にならないように注意しています。また、ブースを使用するたびに、アルコールでテーブル、椅子、ドアノブ、文具などを除菌します。

相談ブース入口のアルコール設置

入室時の手指の消毒を徹底しています。

マスク着用の徹底

全社員にマスクを配布し着用を徹底しています。

時差出勤・在宅勤務

密閉・密集・密接の3密を避ける勤務体制をとっています。

毎日の体温計測

全社員に、出勤前の検温と、発熱や体調不良時の出勤自粛を指示しています。

パーティションの設置

受付や事務室、相談対応時の個室には透明のパーティションを設置して、飛沫を防いでいます。

接触確認アプリ「COCOA」の推奨

全社員の携帯電話(スマートフォン)に、厚生労働省が推奨する、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の導入を推奨しています。

感染判明時の事前マニュアルの整備

社員やご相談者の感染が判明したり、ビルその他テナントでの感染が確認されたときにすぐ対応できるように準備しています。



ご相談者・関係者各位にお願い

1. マスク着用とアルコール消毒液の使用について

ご来所の際はマスクの着用をお願いします。弁護士を始め全スタッフがマスク着用で対応させていただきますことをご了承ください。相談ブースに入室いただく際はアルコールでの手指消毒をお願いしています。アルコールアレルギーの方は手洗いをお願いしています。

2. 発熱などの症状がある方へ

ご来所の前に、ご自宅での検温をお願いします。37.5度以上の発熱や体調異常などの自覚症状がある場合は、ご来所前にご連絡ください。

3. 新型コロナ感染症拡大の影響で事業に影響が出ている方へ

資金繰りや事業再建、会社破産のサポートなどをいたします。手遅れにならないうちにご相談ください。

暦

年贈与廃止説が出ています。根拠は、令和3年度自民党税制改正大綱(令和2年12月10日公表)です。

(令和3年度自民党税制改正大綱 本文18〜19ページ抜粋)
相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

贈与税は、暦年課税と相続時精算課税を選択できます。

暦年課税は、1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税される方式で、1人当たり年間110万円の基礎控除額があるため、贈与を受けた金額が110万円以下なら贈与税の申告は不要です。法定相続人となることが見込まれる人が贈与を受ける場合は、暦年課税に代えて、相続時精算課税を選択できます。被相続人から生前贈与された財産について贈与税を仮払いし、贈与者



税理士法人エヴィス 税理士 西向 隆夫 Takao Nishimukai

リガサポ!

リーガル サポート インフォメーション

暦年贈与廃止説?

が亡くなったときに、仮払いをした贈与税を相続税と精算する方式で、累積2500万円まで贈与税は非課税となります。

相続時精算課税では、選択後の累積贈与額すべてが相続財産に合算されて一体的に課税されますので、生前贈与と相続を合わせた税負担は一定となります。しかし、暦年課税では、贈与税と相続税は別体系として取り扱われ、相続前3年間の贈与のみが相続財産に加算、すなわち3年より前の贈与は切り離されて相続税が課税されるので、生前贈与と相続を合わせた税負担が、相続時精算課税に比べて有利になることが多くなります。

このように、同じ生前贈与でも、いつ贈与するか、暦年課税と相続時精算課税のどちらを選択するかで、生前贈与と相続を合わせた税負担に有利不利が生じるため、暦年贈与の廃止、相続税と贈与税の一体課税が、本格的に検討されているのです。加えて、税制改正大綱の本文への記載ということもあり、何らかの改正がなされることは、ほぼ確実視されています。

これは、あくまで予想ではありますが、税制改正が行われる場合には、暦年課税

は廃止される見込みです。そして贈与はすべて、相続時精算課税のように相続財産に合算されて課税される仕組みが新設されるのではないかとわれています。

暦年課税が廃止されるのは、令和4年4月1日の贈与からと予想されています。もしそうであれば、暦年課税贈与が使えるのは今年と来年のみとなりそうです。というわけで、今年の年末の税制改正大綱が発表されるまで、暦年贈与について目が離せない状況が続くそうです。

●顧問税理士のご紹介

税理士 西向隆夫先生をご紹介します。西向先生は、当事務所の顧問税理士として、各種法律相談に関連して発生する税務問題についてアドバイスをいただくなど、必要に応じて事件処理をサポートしていただいております。ご依頼者様に質の高い法律サービスをご提供するために、今後も西向先生をはじめとする各種専門家と連携を取ってまいりますので、お困りのことがございましたら是非ご相談ください。

次号 予告 社会保険労務士 松山が担当します。

リーガルサポート 事務局通信

こんにちは。大阪事務所の事務局です。

秋といえば、スポーツの秋・読書の秋・芸術の秋...など、様々な秋が思い浮かびます。

私の場合は、たぐさんの食べ物旬を迎えるこの季節で、決まって毎年「食欲の秋」です。

野菜、魚、きのこなど基本的にはなんでも好きなのですが、なかでも果物が大好きで、その中でも梨が大好物なのです。

家で梨を食べるとき、そのまま



切って食べるか、もしくはコンポットにすることが多いと思います。どちらにせよ、デザートとして食べられることがほとんどだと思いますが、料理に使ってもおいしく食べることができるとはご存知ですか。

韓国では、昔から砂糖の代わりに使われることも多く、伝統的に料理に一番よく使われている果物とのこと。

冷麺のトッピングとして使ったり、キムチと和えたり、また、お肉との相性がよく、みじん切りをユッケと一緒に和えたり、ブルコギのタレにはすりおろした梨が使われていたりするようです。

調べたところ、疲労回復効果、整腸作用、たんぱく質の分解を促進する消化酵素が含まれていたり、様々な効能がありました。

簡単に作れる肉料理のソースやドレッシングなど、今年はそのままで、以外の食べ方にも挑戦してみたいと思います。



編集後記 創刊5年目を迎えて

コロナ禍2年目の酷暑を乗り切り、ようやく秋を迎えることができました。皆様、お変わりありませんか? 今年の夏は東京オリンピックを観戦しながらのステイホームでしたが、若い選手たちが幼い頃からの夢を掴み取るために、全てをかけて戦う姿にとても勇気づけられました。

みお総合法律事務所15周年を記念して創刊されたMIO PRESSですが、5年目を迎えることができました。おかげさまで、本誌をご愛読いただいているとのうれしいお言葉をいただくことも増え、事務所一同、大変喜んでおります。今後ともMIO PRESSをよろしく願っています。



弁護士 田村 由起

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

読者プレゼント& アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に「みお総合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切/ 2021年12月31日(金) ※当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。 ※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。 ※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

キリトリ線

郵便はがき

5308790

164

料金受取人姓郵便
大阪北局 承認
1959
差出有効期間
2021年12月
31日まで
切手をはらずに
お出しください

大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
弁護士法人 みお総合法律事務所 行



フリガナ	
お名前	
ご住所	
ご連絡先	